



(号外) 独立行政法人國立印刷局

〔府令・省令〕

- 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(内閣府七八)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融厅関係内閣府令の整備に関する内閣府令(同七九)

- 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(文部科学三七)
- 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件の一部を改正する件(金融庁七五)
- 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件(外務六三九)

本号で公布された法令のあらまし

三六

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(法律第八六号)(警禁法)

1 所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大

2 銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化
(一) 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
ストーカー行為をしたこと、配偶者に対する暴力行為をして裁判所から命令を受けたこと等を銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由に追加することとした。(第二条関係)

三七

2

3 銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長

3 一定の違法な行為をして銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者の欠格期間を五年から一〇年に延長することとした。(第五条関係)

4 銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で七五歳以上のものは、認知機能検査を受けなければならないこととした。
(第四条の三及び第五条関係)

4

5 所持許可に係る申請書への医師の診断書の添付の義務化

5 猿銃又は空氣銃の所持許可に係る申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならないこととした。(第四条の二関係)

6 射撃技能に関する講習の受講義務の新設
(五) 射撃技能に関する講習の受講義務の新設は、射撃技能に関する訓練を受け、その課程を修了しなければならないこととした。(第五条の二及び第五条の五関係)

6

7 年少者による空氣銃の所持の制限
(1) 一四歳以上一八歳未満の者で所持許可を受けて空氣銃を所持することができるものの範囲を、国際的な規模で開催される一定の空氣銃射撃競技に参加する選手等に限定することとした。(第五条関係)

7

- 〔政令〕
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(八六)
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(八七)

三五

- 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令

三五

- 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

三六

- 労働・農林水産・経済産業・国土交通省令(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業三)

三七

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三六八)

三八

- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三六九)

三九

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七〇)

三一

- 教育費共済法の特例に関する政令の一部を改正する政令(三七一)

三二

- 社会保障に関する日本国とオーストリアとの間の協定(一七)

三三

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業四)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務・経済産業四)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三五

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三六

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三七

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三八

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三九

- 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働九)

三四

- 労働金庫法施行

(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新金融商品取引法施行令第二条の四の二の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第二条の二第一項に規定する組織再編成発行手続について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続については、なお従前の例による。

第六条 新金融商品取引法施行令第三条の四の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新有価証券報告書に又は旧有価証券報告書について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧有価証券報告書に

第七条 新金融商品取引法施行令第四条の二の二の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新金融商品取引法第二十四条第八項(新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む)の規定

による外國会社報告書又は旧金融商品取引法第二十四条第八項(旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む)の規定による外國会社報告書(以下「旧外國会社報告書」という。)について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧外國会社報告書については、なお従前の例による。

第八条 新金融商品取引法施行令第四条の五の規定は、施行日以後に提出期限の到来する新金融商品取引法第二十四条の七第一項(新金融商品取引法第二十四条の七第六項(新金融商品取引法第二十

七条において準用する場合を含む)及び第二十七条において準用する場合を含む)の規定による親会社等状況報告書又は旧金融商品取引法第二十四条の七第一項(旧金融商品取引法第二十四条の七第六項(新金融商品取引法第二十

七条において準用する場合を含む)及び第二十七条において準用する場合を含む)の規定による親会社等状況報告書(以下「旧親会社等状況報告書」という。)について適用し、施行日前に提出期限の到来した旧親会社等状況報告書については、なお従前の例によ

る。

第九条 新金融商品取引法施行令第九条の規定は、施行日以後に開始する新金融商品取引法第二十七

条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、施行日前に開始した旧金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第十条 旧金融商品取引法第三十五条第三項の規定による届出をして、業としての業務を行う業者(新金融商品取引法施行令第十五条规定の二十五第一号又は第三号に掲げる資産に対する投資として改正法第

二条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十一年法律第百九十八号)

第二十二条の二第一項の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十一年法律第百九十八号)

第二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する新金融商品取引法第三十五条第四

項の承認を受けたもののみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に係する法律等の一部を改正する法

律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第十一條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に係る法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十年政令第二百四十九号)の一部を次の

ように改正する。

第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

ける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 中金融商品取引法施行令第十九条の三の改正規定を次のように改める。

第十九条の三に次の二項を加える。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び第二項から第四項までの場合は、これ

の規定に規定する者が保有する証券権について準用する。この場合において、同条第三項中「第一

百四十七号第一項又は第二百四十九号第一項(「第二百四十九号に係る部分に限る。」)に

おいて準用する場合を含む」とあるのは、「株式」と読み替えるものとする。

(別則の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

ける施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 森 昭一
農林水産大臣 石破 勝茂
経済産業大臣 内閣総理大臣 麻生 太郎
財務大臣 森英介
厚生労働大臣 中川 昭一
農林水産大臣 沢添 要一
経済産業大臣 俊博

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年十一月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第三百七十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律(昭和四十五年法律第百二十六号)第三条第三

三号及び第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

三号及び第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第一 第一号イ中(6)を(7)とし、(5)から(6)までを(7)から(7)までとし、(6)を(6)とし、(6)の次に次のように改める。

別表第一 第二号イ中(6)を(7)とし、(6)の次に次のように改める。

別表第一 第二号イ中(6)を(7)とし、(6)から(6)までを(7)から(7)までとし、(6)を(6)とし、(6)の次に次のように改める。

る。別表第一第一号イ中(9)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、(8)の後に次のように加え

別表第一第一号イ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の後に次のように加える。

(4) アセトクロール

別表第一第一号イ中(330)を(440)とし、(329)を(388)とし、(438)の後に次のように加える。

(439) レジン油（蒸留物に限る。）

別表第一第一号イ中(328)中「二重量パーセント以上」を削り、同号イ中(328)を同号イ中(437)とし、同号イ中(327)を同

号イ(435)とし、同号イ(435)の後に次のように加える。

(436) 磷酸水素ジ一エチルヘキシル

別表第一第一号イ中(326)を(434)とし、(325)を(433)とし、(324)を(432)とし、(323)を(430)とし、(430)の後に次のように加え

る。

(431) 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イ中(322)を(429)とし、(321)を(428)とし、同号イ中(320)中「遊離脂肪酸が四重出パーセント未満の

ものに限る。」を削り、同号イ中(320)を同号イ中(426)とし、同号イ中(426)の後に次のように加える。

(427) ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。）

別表第一第一号イ中(319)を(425)とし、(318)を(424)とし、(317)を(423)とし、(316)を(421)とし、(421)の後に次のように加え

る。

(422) 酪酸エチル

別表第一第一号イ中(315)中「遊離脂肪酸が一重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ中(315)を

同号イ中(314)中「（遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。）」を削り、同号イ中(314)を同号イ中(417)とし、同号イ中(417)の後に次のように加える。

(418) やし油脂肪酸

(419) やし油脂肪酸メチルエステル

別表第一第一号イ中(313)を(416)とし、(312)を(415)とし、同号イ中(311)中「（遊離脂肪酸が十二重量パーセント未満

のものに限る。）」を削り、同号イ中(311)を同号イ中(414)とし、同号イ中(310)を(413)とし、(292)から(309)までを(395)からまでとし、(291)を(393)とし、(393)の後に次のように加える。

(394) メタクリル酸デシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物

別表第一第一号イ中(290)を(392)とし、(284)から(289)までを(386)から(391)までとし、(283)を(384)とし、(384)の後に次のように加える。

(385) マンゴー核油

(386) ポリブテン

(387) ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）

(388) ポリメチレンポリフェニルイソシアナート

(389) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(390) ポリエーテル（分子量が三千五百五十以上のもの及びその混合物に限る。）

(391) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(392) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動

(393) パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

(394) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）

(395) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一か

ら六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イ中(271)を同号イ中(361)とし、同号イ中(361)の後に次のように加える。

(362) ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上、二十重量パーセン

ト以下のものに限る。）

別表第一第二号イ中(270)を(360)とし、(264)から(269)までを(354)から(359)までとし、(263)を(352)とし、(352)の次に次のよう
に加える。

(353) ペテロラタム

別表第一第二号イ中(262)を(351)とし、(249)から(261)までを(338)から(350)までとし、(248)を(336)とし、(336)の次に次のよ
うに加える。

(337) プロピオン酸エチル

別表第一第二号イ中(247)を(335)とし、(246)を(334)とし、(245)を(333)とし、(244)を(331)とし、(331)の次に次のよう
に加える。

(332) 分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)

別表第一第二号イ中(243)を(330)とし、(240)から(242)までを(327)から(329)までとし、(239)を(323)とし、(323)の次に次のよ
うに加える。

(333) フタル酸二ヒドロキシエトキシエチル

別表第一第二号イ中(238)を(322)とし、(237)を(321)とし、(236)を(318)とし、(318)の次に次のよう
に加える。

(324) 直鎖不飽和脂肪酸(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(238)を(322)とし、(237)を(321)とし、(236)を(318)とし、(318)の次に次のよう
に加える。

(325) ふつ化けい酸水溶液(濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限
る。)

別表第一第二号イ中(238)を(322)とし、(237)を(321)とし、(236)を(318)とし、(318)の次に次のよう
に加える。

(326) フタル酸ジトリニシル

別表第一第二号イ中(237)を(317)とし、(229)から(234)までを(311)から(316)までとし、(228)を(309)とし、(309)の次に次のよ
うに加える。

(310) ビスフェノールFのジグリシジルエーテル

別表第一第二号イ中(227)を同号イ(308)とし、同号イ(226)中「遊離脂肪酸が七重量パーセント未満のものに
限る。」を削り、同号イ(226)を同号イ(307)とし、同号イ(225)中「遊離脂肪酸が二重量パーセント未満のもの
に限る。」を削り、同号イ(225)を同号イ(306)とし、同号イ中(224)を(305)とし、(223)を(304)とし、(222)を(303)とし、同号
イ(221)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(221)を同号イ(299)とし、同
号イ(299)の次に次のように加える。

(302) (301) (300) パーム油脂肪酸(蒸留物に限る。)
パーム油の分別物

(220) (219) (218) パーム油脂肪酸メチルエステル

別表第一第二号イ中(220)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(219)を
同号イ(218)とし、同号イ(218)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(219)を
同号イ(218)とし、同号イ(218)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(219)を
同号イ(218)とし、同号イ(218)を同号イ(294)の次に次のよう
に加える。

(218) (217) (216) (215) パーム核オレイン
(218) (217) (216) (215) パーム核ステアリン
(218) (217) (216) (215) ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(209)を同号イ(283)とし、同号イ(283)の次に次のよう
に加える。

(286) ノルマルアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(209)を同号イ(283)とし、同号イ(283)の次に次のよう
に加える。

(284) ノニルフェノールボリエトキシラート(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)

別表第一第二号イ中(208)を(282)とし、(200)から(207)までを(274)から(281)までとし、(199)を(271)とし、(271)の次に次のよ
うに加える。

(273) オルトニトロトルエン

別表第一第二号イ中(198)を同号イ(269)とし、同号イ(269)の次に次のよう
に加える。

(272) パラニトロトルエン

別表第一第二号イ中(198)を同号イ(269)とし、同号イ(269)の次に次のよう
に加える。

(270) ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物(それぞれの濃度が十五重量パーセント以
上のものに限る。)

別表第一第二号イ中(197)を同号イ(268)とし、同号イ(196)中「低エルカ酸であつて遊離脂肪酸が四重量パーセント以
上に限る。」を削り、同号イ(225)を同号イ(306)とし、同号イ中(224)を(305)とし、(223)を(304)とし、(222)を(303)とし、同号
イ(221)中「遊離脂肪酸が五重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(221)を同号イ(266)とし、同号イ(266)の次に次のよう
に加える。

(267) 菜種油脂肪酸メチルエステル

別表第一第一号イ中(117)を(166)とし、(112)から(116)までを(161)から(165)までとし、(111)を(159)とし、(159)の次に次のよう^うに加える。

(160) シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(110)を同号イ(157)とし、同号イ(157)の次に次のように加える。

(158) シアバター

別表第一第二号イ中(109)を(156)とし、(108)を(155)とし、(107)を(154)とし、(106)を(152)とし、(152)の次に次のように加え^る。

(153) サフラン油

別表第一第二号イ中(105)を(151)とし、(99)から(104)までを(145)から(150)までとし、(98)を(142)とし、(142)の次に次によ^うに加える。

酢酸トリデシル

酢酸ノルマルオクチル

別表第一第二号イ中(141)を(140)とし、(99)を(140)とし、(98)を(138)とし、(138)の次に次のように加える。

(139) 米ぬか油

別表第一第二号イ中(136)を(135)とし、同号イ(136)の次に次のように加える。

コールタールナフサソルベント

別表第一第二号イ中(135)を(134)とし、(91)を(134)とし、(90)を(130)とし、(90)を(130)の次に次のように加え^る。

(137) グリオキシル酸溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）

グリセリンモノオレイン酸

別表第一第二号イ中(129)を(128)とし、(56)から(58)までを(125)から(128)までとし、(84)を(123)とし、(123)の次に次によ^うに加える。

(124) オルトクロロニトロベンゼン
(125) クレゾールナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ中(56)を(22)とし、(82)を(21)とし、(81)を(20)とし、(80)を(18)とし、(118)の次に次のように加え^る。

別表第一第一号イ(79)中「遊離脂肪酸が四重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(79)を(117)とし、同号イ中(78)を(116)とし、(77)を(115)とし、(76)を(114)とし、(75)を(112)とし、(112)の次に次のように加える。

(113) キシレン及びエチルベンゼンの混合物（エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第一号イ(74)を同号イ(111)とし、同号イ(73)中「六十重量パーセント」を「八重量パーセント」に改め、同号イ(73)を同号イ(109)とし、同号イ(109)の次に次のように加える。

(110) カシュウナツツシェル油（未精製のものに限る。）

別表第一第一号イ(72)を同号イ(107)とし、同号イ(107)の次に次のように加える。

(108) カカオ脂

別表第一第二号イ中(71)を(106)とし、(70)を(105)とし、同号イ(69)中「遊離脂肪酸が三・二重量パーセント未満のものに限る。」を削り、同号イ(69)を同号イ(104)とし、同号イ中(68)を(103)とし、(67)を(102)とし、(66)を(101)とし、(65)を(99)とし、(99)の次に次のように加える。

(100) オクタン酸

別表第一第二号イ中(59)を(58)とし、(60)から(63)までを(53)から(56)までとし、(59)を(58)とし、(58)の次に次のように加える。
エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

(92) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液

別表第一第二号イ中(59)を(58)とし、(59)を(58)とし、(58)の次に次のように加える。

(83) エチレンジ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(59)を(58)とし、(59)を(58)とし、(58)の次に次のように加える。

(85) エチレンジカルボン酸モノアセタート

別表第一第二号イ中(59)を(58)とし、(59)を(58)とし、(58)の次に次のように加える。

(81) エチレン及び酢酸ビニルの共重合体

別表第一第二号イ(58)を同号イ(58)とし、同号イ(58)の次に次のように加える。

(67) イリッペ油

別表第一第二号イ中(58)を(56)とし、(56)から(58)までを(52)から(54)までとし、同号イ(56)中「イソプロピルアミン」の下に「及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）」を加え、同号イ(56)を(56)とし、同号イ(56)を(56)とし、(56)の次に次のように加える。

(59) インアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物

(124) 別表第一第三号イ中(117)を(134)とし、(110)から(116)までを(127)から(133)までとし、(109)を削り、(108)を(126)とし、(107)を(124)の次に次のように加える。

(125) メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ(オキシアルキレン)の共重合体のナトリウム塩水溶液(濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号イ中(106)中「アルキル基」を「アルケニル基」に改め、同号イ中(106)を同号イ中(123)とし、同号イ中(105)を(122)とし、(104)を(121)とし、(103)を(119)とし、(119)の次に次のように加える。

(126) ポリグリセリンナトリウム塩溶液(水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一第三号イ中(102)を(118)とし、(101)を(117)とし、(100)を(116)とし、(99)を(112)とし、(112)の次に次のように加え
る。

(127) ポリアクリル酸溶液(濃度が四十重量パーセント以下の中のものに限る。)

(128) ポリアクリル酸ナトリウム溶液(重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)

(129) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)

(130) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)

(131) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)

(132) ポリ(100)とし、(100)の次に次のように加える。

(133) ブレーキ液基剤(ポリアルキレングリコール(アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る)、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る)及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。)

(134) 別表第一第三号イ中(67)を(70)とし、(81)から(88)までを(90)から(98)までとし、(80)を削り、(79)を(77)とし、(78)を(76)とし、(77)を(78)とし、(88)の次に次のように加える。

(135) 別表第一第三号イ中(69)を(70)とし、(70)を(71)とし、(78)を(79)とし、(79)を(80)とし、(78)を(77)とし、(77)を(78)とし、(88)の次に次のように加える。

(136) 別表第一第三号イ中(69)を(70)とし、(69)から(76)までを(70)から(79)までとし、(68)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

(137) 別表第一第三号イ中(67)を(70)とし、(62)から(66)までを(72)から(76)までとし、(61)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。

(138) 水酸化カルシウム

別表第一第三号イ中(60)を(60)とし、(59)を(58)とし、(58)を(53)とし、(53)の次に次のように加える。

(67) (64) ジエチレンジグリコールジエチルエーテル

(66) (65) ジエチレンジグリコールジブチルエーテル

(67) (64) ジエチレンジアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中(50)を(50)とし、(49)を(48)とし、(48)から(50)までを(50)から(50)までとし、(49)を削り、(50)を(50)とし、(50)の次に次のように加える。

(58) 硝酸カルシウム溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)

別表第一第三号イ中(50)を(50)とし、(50)を(50)とし、(49)を(49)とし、(49)を削り、(50)を(50)とし、(50)の次に次のように加える。

(59) 酸素含有脂肪族炭化水素

別表第一第三号イ中(50)を(50)とし、(49)を(49)とし、(49)を削り、(50)を(50)とし、(50)を(50)とし、(50)の次に次のように加える。

(40) (41) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物

(42) (41) グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物

(43) (42) グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物

(44) (43) グリセリンプロポキシラート

(45) (44) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。)

別表第一第三号イ中(50)を(40)とし、(24)から(30)までを(30)から(30)までとし、(24)を削り、(25)を(25)とし、(24)を(24)とし、(24)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

別表第一第三号イ中(23)の次に次のように加える。

(23) エトキシ化ポリエチレンイミン溶液(濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。)

(24) 塩化カリウム溶液

(25) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液

別表第一の二中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 レシチン
別表第一の二中第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 マルチドール溶液
別表第一の二中第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 ソルビトール溶液
別表第一の二第二号を同表第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 植物性たんぱく質溶液(加水分解したものの限る。)

別表第一の二第一号の次に次の一号を加える。

二 選元でん粉加水分解物

附 則

(施行期日)
1 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

別表第一第三号イ中(67)を(70)とし、(62)から(66)までを(72)から(76)までとし、(61)を(70)とし、(70)の次に次のように加える。

内閣総理大臣 齋藤 鉄夫
麻生 太郎